

●No. 6 立 川 都 市 計 画 都 市 高 速 鉄 道				〔東 京 都 決 定〕	
名 称	位 置	延 長	摘 要	事業主体	事業予定年度
東日本旅客鉄道南武線	立川市羽衣町三丁目～ 立川市柴崎町三丁目	約 1, 9 2 0 m	新規追加	東京都	令和 1 0 年度 ～令和 2 2 年度 [連続立体交差事業]
	立川市羽衣町三丁目～ 立川市錦町一丁目	約 1, 0 3 0 m	嵩上式		
	内 訳 立川市錦町一丁目～ 立川市柴崎町三丁目	約 8 9 0 m	地表式		
「区域及び構造は、計画図表示のとおり」 理 由 ： 東日本旅客鉄道南武線の谷保駅～立川駅間において、踏切による道路交通渋滞の解消、沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を目的として、連続立体交差事業を実施するため、都市計画を変更する。 また、本事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。					